

い場合は世帯単位の原則に立ち返り同一世帯と認定すべきものであるとされていることから、〇〇の世帯分離を解除する本件処分を行ったのであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人の主張からは、審査請求人と処分庁職員との過去のやりとりが本件処分に対する不服の要因となったものと推認されるが、処分庁職員の過去の対応は、本件処分に直接影響を与えるものではないことから、審査請求人の主張には理由がないといわざるを得ない。

一方、世帯分離については、世帯分離の要件等の検討は少なくとも毎年1回は行う必要があるとされているところ、処分庁は、平成〇〇年〇月〇〇日に審査請求人から〇〇〇〇〇を保護してほしいと申出があった際、〇〇〇〇〇は保護の要件を欠くことを理由として世帯分離をしているため就労することが前提である旨を伝えた以降、平成〇〇年〇月に至るまで、〇〇〇〇〇〇について、世帯分離の要件の把握を行った事実は確認できない。

このため、審査請求人にとっては、突然の〇〇の世帯分離の解除であり、以前は〇〇〇〇〇〇の保護を望んでいた審査請求人にとって納得できないという心情は理解できるところである。処分庁にあっては、世帯の状況を常に把握し、毎年1回は世帯分離の見直しの検討を適切に行うよう付言する。

- (3) 以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年3月29日	諮問の受付
平成29年3月31日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：4月14日 口頭意見陳述申立期限：4月14日
平成29年4月11日	第1回審議
平成29年4月19日	第2回審議
平成29年4月19日	審査会から処分庁に対する主張書面等の求め
平成29年5月9日	第3回審議
平成29年5月15日	処分庁から主張書面等の受領
平成29年5月31日	第4回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

まず、法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定している。このただし書は、世帯単位の原則によれば、法の目的である最低生活の保障に欠けるとか、被保護者の自立を損なうと認められるような場合に、例外的に、同一世帯ではあるが保護の要否程度を決定する上で別世帯と同じように扱うという擬制的措置を講じることを定めた趣旨であると解される。

次に、このただし書を適用して世帯分離を行うかどうかについては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第1-2において、世帯分離して差し支えない場合についての類型を定めており、その一つとして、局長通知第1-2-(1)では、「世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」を定めている。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）（第1の8）の答では、世帯分離の見直しについて、「世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に例外的に認められる取扱いであることから、世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たされていなければならないものである。したがって、一旦世帯分離を行った場合であっても、その後の事情の変更により、世帯分離の要件を満たさなくなった場合には、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定することとなる。具体的には、世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況や、世帯構成、地域の生活実態との均衡及び世帯分離の効果等を継続的に把握し、世帯分離要件を満たしているかどうかについて少なくとも毎年1回は検討を行う必要がある。」とされている。

課長通知（第1の9）の答では、世帯分離要件が確認できない場合の取扱いについて、「福祉事務所において分離要件を見直すことが必要であると考え調査したが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により、この確認ができない場合には当然世帯単位の原則に立ち返り同一世帯と認定すべきものである。」とされている。

以上のとおり、本件処分は違法又は不当であるとまでは認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

以下、審査請求人世帯についての世帯分離をめぐる処分庁の対応に関して付言する。

世帯分離した理由が〇〇〇〇〇〇〇の場合、処分庁としては、〇〇〇〇〇〇〇〇世帯分離の見直しが必要になることについて認識していなければならなかったはずである。本件ではそもそも、〇〇〇〇〇〇〇について世帯分離をした理由が、稼働能力を活用しないことにあるのか、あるいは〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にあるのか、処分庁において不明瞭であったことが、ケース記録の平成〇〇年〇月〇日付の記述から看取される。このことが、〇〇〇〇〇〇〇の世帯分離の見直しを始め、審査請求人世帯の自立助長について処分庁の方針が明確にされず、本件処分による〇〇の世帯分離の見直しまでに長期間を要したことの背景にあったと推察される。

今後は、〇〇〇〇〇〇〇の自立を含め審査請求人世帯の自立を助長するために、生活状況の把握について審査請求人の理解、協力を得ることに努めながら、〇〇〇の世帯分離の見直し及び自立支援についても速やかに具体的な検討を進めるよう処分庁に対し強く求める。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子